

船舶事故等調査報告書

平成22年7月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第13号	
事故等種類	衝突（棧橋）	
発生日時	平成22年2月6日（土） 14時47分ごろ	
発生場所	愛媛県松山市松山港 松山港防波堤灯台から真方位139° 250m付近 （概位 北緯33° 51.9′ 東経132° 42.6′）	
事故等調査の経過	平成22年2月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 旅客船 しらきさん、441トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 136185、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、周防大島松山フェリー株式会社</p>	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海） 一等航海士、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船体 船首防舷材凹損 棧橋 防衝壁損傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、旅客47人、車両16台を載せ、航海士が操船して松山港内で着棧作業中、平成22年2月6日14時47分ごろ棧橋に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 5 海象：潮汐 下げ潮の初期	
その他の事項	船長、航海士及び機関長が在橋していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、松山港で着棧作業中、船長は、航海士に対して、何らの操船上の指示を与えなかったものと考えられる。 航海士が、機関を後進とする操作を適切に行わなかったことから、プロペラの回転数が高かったため、機関が後進にならなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が松山港で着棧作業中、航海士が機関を後進とする操作を適切に行わなかったため、行きあしを停止できず、棧橋に衝突したことにより発生したものと考えられる。	
備考	事故後、船舶所有者は、港の入口で後進テストを行ったうえ、十分に減速して着棧するよう指示した。	